

沼津市介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱

平成27年12月4日 決裁

(趣旨)

第1条 市長は、静岡県における介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第687号。以下「県要綱」という。）に基づき、介護サービス提供体制整備促進事業を行う事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、県要綱に基づき介護サービス提供体制整備促進事業を行う法人とする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県要綱別表1中事業の区分欄に掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 県要綱別表2の1の項(1)事業者に補助する市町に対して補助するものの表中補助対象経費の欄に掲げる経費
- (2) 県要綱別表2の2の項(2)事業者に補助する市町に対して補助するものの表中補助対象経費の欄に掲げる経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、県要綱に基づき静岡県から沼津市に交付される補助金の額を限度として、市長が定める。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、規則第3条に定める補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。ただし、市長が提出を要しないと認めた書類については、省略することができる。

- (1) 交付申請一覧表
- (2) 申請額算出内訳表
- (3) 事業計画書
- (4) 資金状況調べ
- (5) 事業収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定に基づき、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めた場合は交付の決定をするものとし、規則第6条の規定に基づき申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定に際し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（当該事業費の額の10パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具その他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄しないこと。
- (3) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (5) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。
- (6) この要綱に基づく補助金に係る対象経費につき重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金又は公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならないこと。
- (7) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、当該補助事業が完了するまでの間は寄附金等の資金の提供を受けないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金は除く。
- (8) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
- (9) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取扱いに準拠すること。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに規則第11条に定める事業実績報告書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。ただし、市長が提出を要しないと認めた書類については、省略することができる。

- (1) 精算額一覧表
- (2) 精算額内訳表
- (3) 事業実績書
- (4) 事業収支決算書
- (5) その他市長が必要と認める書類
(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第10条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第 108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第 226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

- (2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

- (3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

前号に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（第1号又は前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。
- 2 沼津市介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金交付要綱（平成22年6月25日副市長決裁、以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前に旧要綱の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。